

## JFA U-15 女子サッカーリーグ 2020 関東 実施要項

### 1. 趣旨

地域サッカー協会(以下「本協会」という)は日本サッカー界の将来を担うユース(15歳以下)の選手のサッカー技術向上と健全な心身の育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とし、長期に渡るリーグ戦を実施する。

### 2. 名称

JFA U-15 女子サッカーリーグ 2020 関東

### 3. 主催

一般社団法人 関東サッカー協会

### 4. 主管

一般社団法人 関東サッカー協会女子委員会/一般社団法人 関東サッカー協会女子委員会 U-15 部会

### 5. 後援

公益財団法人 日本サッカー協会

### 6. 期間

2020年8月29日(土)～11月1日(日)

\* 予備日 9月21日(月・祝)、22日(火・祝)、10月17日(土)、18日(日)、  
10月31日(土)、11月1日(日)

### 7. 会場

関東各都県会場

### 8. 参加資格

- (1) 本協会に「女子」の種別で登録した加盟登録チームであること。
- (2) 2005年(平成17年)4月2日から2008年(平成20年)4月1日までに生まれた女子選手である事。
- (3) クラブ申請制度の適用: 本協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームから移籍すること無く、上記(1)のチームで参加することができる。  
この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。  
なお、選手は、上記(2)を満たしていること。選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。  
但し、本リーグに加盟する他のチームで参加(参加申込)していないこと。
- (4) 外国籍選手: 5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。
- (5) 移籍選手: 本大会の予選を通して、選手は他のチームで参加(参加申込)していないこと。
- (6) 合同チーム: 主体となるチームの選手数が16名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条件により認める。
  - ① 主体となるチームおよびその選手は、それぞれ上記(1)および(2)を満たしていること。
  - ② 合同するチームの選手は、上記(2)を満たしていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。但し、本リーグに参戦しているチームの選手は他のチームで参加(参加申込)していないこと。
  - ③ 極端な勝利目的のための合同チームではないこと。
  - ④ 合同チームとしての参加を当該都道府県サッカー協会女子委員長が別途了承すること。
  - ⑤ 大会参加申込の手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。

## 9. 参加チームとその数

8 チームで実施する。

- 1.ノジマステラ神奈川相模原アヴェニール
- 2.スフィーダ世田谷 FC ユース
- 3.浦和レッドダイヤモンズレディースジュニアユース
- 4.日テレ・東京ヴェルディセリアス
- 5.十文字中学校
- 6 ジェフユナイテッド市原・千葉レディース U-15
- 7.栃木サッカークラブレディース
- 8.ザスパクサツ群馬レディース U-15

## 10. 競技方法

- (1) 大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会制定の競技規則による。
- (2) 8 チームによる 1 回戦総当りのリーグ戦を行なう。
- (3) 順位決定については、以下で決定する。
  - ①勝点は、勝ち=3 点、引分け=1 点、負け=0 点とし、勝点の多い方を上位とする。
  - ②全試合の得失点差
  - ③全試合の総得点数
  - ④当該チーム内の対戦結果(勝敗)
  - ⑤下記に基づくポイント合計がより少ないチーム
    - (ア)警告 1 回 1 ポイント
    - (イ)警告 2 回による退場 1 回 3 ポイント
    - (ウ)退場 1 回 3 ポイント
    - (エ)警告 1 回に続く退場 1 回 4 ポイント
  - ⑥上記①～⑤でも同じ場合は、抽選により決定する。
- (4) 試合時間:80 分(前・後半 40 分)
- (5) ハーフタイムのインターバル:原則 10 分(前半終了から後半開始まで)
- (6) 競技者の数  
競技者の数:11 名  
交代要員の数:7 名以内  
交代を行うことができる数:7 名以内(ただし、後半の交代回数は 3 回以内とする)  
ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数:3 名以内
- (7) 役員の数  
テクニカルエリアに入ることができる役員の数:6 名以内
- (8) マッチコーディネーションミーティング(MCM)について
  - ① MCM は、試合開始 60 分前に実施する。
  - ② 参加者は、会場責任者、審判団、両チーム代表者(監督又は責任者)。
  - ③ 対戦チームは、メンバー提出用紙(3 部)・選手証・正副ユニフォームを持参すること。
- (9) ユニフォーム
  - ① 本協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。
  - ② Jクラブ傘下のチームについては、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)のユニフォーム要項に認められたユニフォームであれば使用を認められる。また、日本女子サッカーリーグ傘下のチームについては、一般社団法人日本女子サッカーリーグのユニフォーム要項に認められたユニフォームであれば使用を認められる。ただし一部でも仕様が異なる場合は認められない。この際、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得ない場合、審判員用のカラーシャツを複数色、チームで準備出来る場合のみ使用を認められる。
  - ③ ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすすいユニフォームを参加申込書の際に記載し、各試合に必ず携行すること(FP・GK 用共)。本協会に登録されたものを原則とする。
  - ④ シャツの前面・背面に参加申込の際に登録した選手番号を付けること。ショーツの選手番号についてつけることが望ましい。

- ⑤ ユニフォームの色、選手番号の参加申込締切日以後の変更は認めない。
- ⑥ ユニフォームへの広告表示については公益財団法人日本サッカー協会「ユニフォーム規程」の基づき承認された場合のみこれを認める。
- ⑦ 貼り番の使用を認める。貼り番を使用する場合、台地はチーム同一のユニフォームと同色になるように予め準備をする。また、控え GK がいない場合等も、GK ユニフォームにも同様に台地を準備する。MCM でユニフォームチェックで確認を行うので、必ず貼り番加工をしているユニフォームを持参する。

(10) その他

- ① 第4の審判員の任命:行う  
負傷者の対応:主審が認めた場合のみ、最大2名ピッチへの入場を許可される。
- ② 暑熱下において、熱中症対策として Cooling Break または、飲水タイムを採用する。

**11. 選手の登録または変更**

- (1) 所定の期日までに 運営委員長宛に出場登録選手名簿(上限30名)を提出する。
- (2) 選手追加登録または選手変更の場合、指定の登録用紙に必要事項を記入し、出場予定試合の10日前までに手続きを完了する。
- (3) 一度、本リーグの登録を抹消された選手は、リーグ終了まで同一チームでの登録は出来ない。

**12. 懲罰**

- (1) 本大会は、本協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。
- (2) 大会規律委員会の委員長は女子委員長とし、委員については委員長が決定する。
- (3) 本大会期間中に警告を3回受けた選手は、次の1試合に出場できない。
- (4) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会において決定する。
- (5) 本実施要項に記載事項にない懲罰に関する事項は、大会規律委員会にて決定する。

**13. 入れ替え**

- (1) 昇降格無しとする。

**14. 他大会との関連性及び順位の決定について**

- (1) 優勝チームには、JFA 第25回全日本U-15女子サッカー選手権大会への出場権が与えられる。
- (2) 2位から8位のチームには、第25回関東女子ユース(U-15)サッカー選手権大会シード枠が与えられる。
- (3) リーグ順位決定について
  - ① 全節実施できた場合、今年度のリーグ順位を反映。
  - ② 中断時点で全チームが実施できた節が4節以上の場合、中断時点の順位を反映。全チームが実施できていない節の成績は除く。※予備日も含む。
  - ③ 中断時点で全チームが実施できた節が4節未満の場合、2019年度のリーグ順位を反映。

**15. 表彰**

優勝以下第3位には、表彰状と記念品を授与する。

**16. 審判**

- (1) 主審については関東サッカー協会審判委員会からの派遣とする。
- (2) 副審、第4の審判については会場提供側チームからの帯同派遣とする(高校生以上の有資格者)。

## 17. 傷害保険

参加選手は全員、傷害保険に加入のこと。試合会場における負傷、疾病等について、会場責任者は医療機関の紹介のみ行う。

## 18. 参加申し込み

リーグ参加申込書(都県協会会長印押印)、選手登録用紙に必要事項を入力し、2020年8月16日(日)迄に電子データを運営委員長に送信する。

## 20. その他

### (1) 試合の中止・中断の決定について

① 試合の中止・中断の決定については、会場責任者及び当該試合の主審と協議の上、決定する。

その後の処置については、大会実行委員会において協議の上、決定する。

② 前半終了後、中止された場合は、その時点のスコアで試合成立とする。

③ 一方の責任により中止となった場合は、帰責事由のあるチームを0対5の負けとする。

(2) 大会要項に規定されていない事項については、大会実行委員会において協議の上、決定する。

以上

※ホームページ掲載にあたり項目を一部省略しております。